

外国語（英語）の審査の考え方

平成30年11月29日
課程認定委員会決定

1. 教育課程（シラバス）の考え方【小学校の教職課程】

（1）「外国語（英語）の指導法」は『小学校における外国語活動（中学年）・外国語（高学年）の学習・指導・評価に関する基本的な知識・指導技術』を、「外国語（英語）に関する専門的事項」は『小学校における外国語活動・外国語の授業実践に必要な実践的な英語運用力と、英語に関する背景的な知識』を身に付けることが求められるため、各事項において含めるべき内容を踏まえ、「指導法」と「専門的事項」の内容のすみ分けを行うことが必要である。

2. 教育課程（シラバス）の考え方【中学校・高等学校の教職課程】

（1）各教科の指導法（英語科の指導法）

- ① 英語科の指導法のシラバス作成に当たっては、外国語（英語）コアカリキュラムのみではなく、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の教職課程コアカリキュラムにおいて求める内容を含める必要がある。
- ② 外国語（英語）コアカリキュラムに記載している学習項目（英語科の指導法における「第二言語習得」など）を英語科の指導法の最低修得単位（中一種免の場合は8単位、中二種免の場合は2単位、高一種免の場合は4単位）に含めずに別に科目を設定する場合、コアカリキュラムを満たすためには、当該科目は「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「各教科の指導法（英語科の指導法）」又は「複合科目」の必修科目に位置付ける必要がある。

（2）英語コミュニケーション

学習項目及び各到達目標に定める「聞くこと、読むこと、話すこと、書くこと」及び「領域統合型の言語活動」の全てを含めることが求められるため、コアカリキュラムに定める各到達目標ごとに適切な授業時間数が確保されていることが必要。

（3）英語学

英語学の全体目標が「中学校及び高等学校における外国語科の授業に資する英語学的知見を身に付ける」、英語科の指導法の全体目標が「中学校及び高等学校における外国語（英語）の学習・指導に関する知識と授業指導及び学習評価の基礎を身に付ける」とされていることを踏まえ、英語学の科目で含めるべき内容と、英語科の指導法で含めるべき内容のすみ分けを行うことが求められる。

(4) 英語文学

学習項目が「文学作品から見る多様な文化」や「英語で書かれた代表的な文学」であることを踏まえると、作品が異なっていたとしても、特定の作家を扱うことのみでコアカリキュラムの内容を満たすことは適切ではない。

また、英語文学のシラバス作成に当たっては、「英語で書かれた代表的な文学」の具体的な作品の名称若しくは作家名をシラバスに明示することが求められる。

(5) 異文化理解

① 全体目標が「社会や世界との関わりの中で、他者とのコミュニケーションを行う力を育成する観点から、外国語やその背景にある文化の多様性及び異文化コミュニケーションの現状と課題について学ぶ」であることを踏まえると、英米の政治や歴史、美術・環境問題など特定の題材を扱うことのみでコアカリキュラムの内容を満たすことは適切ではない。

② 到達目標で「多様な文化的背景を持った人々との交流を通して、文化の多様性及び異文化交流の意義について体験的に理解」する必要があるため、当該内容を含む科目は、様々な文化的背景を持った人々（交換留学生や近隣に在住・勤務している外国人等）と実際に交流する機会を持つことが求められる。インターネットを利用して、テレビ会議、電子メール、SNSによるやり取りなどを行うことも考えられる。
「当該授業科目の担当教員（外国籍）との交流のみで当該コアカリキュラムの内容を満たすことは適切ではない。

また、異文化理解の科目外において、受講者全員が、多様な文化的背景を持った人々との交流を体験的に実施している場合は、その交流活動の事前・事後指導を異文化理解の科目に位置付けるなどしていれば、コアカリキュラムの内容を満たすことが可能。

③ コアカリキュラムの内容を満たす科目については、英米など英語母語話者が多数を占める国を中心に、英語が使われている国・地域に関する異文化理解の内容を扱うことが必要。

④ 「文学作品を通した異文化理解」を扱う場合は、英語文学の学習項目「文学作品から見る多様な文化」にふさわしいため、英語文学の科目として位置付けることが適切である。

3. 担当教員の業績及び実績の考え方【小学校の教職課程】

(1) 「外国語（英語）の指導法」の審査に当たっては、小学校学習指導要領における「外国語活動」（英語）に関する活字業績を有している者を充てることも可能とする。

(2) 「外国語（英語）に関する専門的事項」の審査に当たっては、「小学校における外国語活動・外国語の授業実践に必要な実践的な英語運用力」の育成に関する活字業績、若しくは『英語に関する背景的な知識』に関する活字業績を有していることが求められる。（例えば、「英語学」、「英語文学」、「英語コミュニケーション」、「英語圏の異文化理解」、「第二言語習得」等に関する業績が考えられる。）

4. 担当教員の業績及び実績の考え方【中学校・高等学校の教職課程】

(1) 各教科の指導法（英語科の指導法）の科目に関する研究業績においては、原則として中学生若しくは高校生を対象とする指導法に関する研究業績が求められる。（研究対象が大学生以上であっても、英語科の指導法に関する研究業績であれば記載が可能。）

5. 科目名称の考え方

(1) 小学校教員養成課程の「外国語（英語）の指導法」の科目名称として、「外国語活動」を含めてもよいが、「外国語活動」のみの名称は適切でない。

(2) 各教科の指導法の必修科目と教科に関する専門的事項の一般的包括的内容を含む科目（小学校教員養成課程においてはコアカリキュラムを満たす科目）において教職課程の教科専門科目における基礎的な内容を学ぶことが求められることから、「○○研究」の名称を付すことは適切ではない。

(3) 中学校・高等学校の教職課程の「英語コミュニケーション」の科目名称として、「対人コミュニケーション論」、「伝達能力論」などのコミュニケーションの理論を示すものは適切でない。また、英語コミュニケーション以外の内容を英語で扱うことによって、英語運用能力の向上を図る場合、その内容を科目名称に含めることは適切でない（例えば、イギリスの政治史を英語で授業をすることによって英語運用能力の向上を目的とする授業科目として、「イギリスの政治史」を科目名称とするのは適切ではない）。